

1 審査会の結論

審査請求人が瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。）第5条に基づき、平成30年5月8日付けで行った「1. 瀬戸市小中一貫校カリキュラム（中間報告）案の作成に関する起案文書、決裁文書。2. 平成32年度小中一貫校教育目標案の作成に関する起案文書、決裁文書。」（以下「本件対象文書」という。）の開示請求に対し、瀬戸市教育委員会（以下「処分庁」という。）が平成30年5月11日付け30瀬教政第109号で行った不開示決定の処分は妥当である。

2 審査請求人の主張の趣旨

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例第5条に基づき、審査請求人が平成30年5月8日付けで行った本件対象文書の開示請求に対し、処分庁が平成30年5月11日付け30瀬教政第109号で行った対象文書の不存在を理由とする不開示決定の処分について、その処分を取り消し、開示を求めるものである。

(2) 審査請求の主たる理由

審査請求人の主張するその主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 本件対象文書は、①平成30年1月18日に開催された第3回瀬戸市小中一貫校開校準備委員会に資料として提出された「瀬戸市小中一貫校カリキュラム（中間報告）」（以下「カリキュラム（中間報告）案」という。）の作成に関する起案文書及び決裁文書並びに②平成30年3月22日に開催された第4回瀬戸市小中一貫校開校準備委員会に資料として提出された「平成32年度小中一貫校教育目標案」（以下「小中一貫校教育目標案」という。）の作成に関する起案文書及び決裁文書である。

イ 瀬戸市小中一貫校開校準備委員会の設置目的は「本市のモデル地区における小中一貫校の開校に向けた準備を円滑に推進すること」であり、所掌事務は「（1）小中一貫校の開校に関すること（2）小中一貫校における地域連携に関すること」等を「検討及び協議する」として、瀬戸市小中一貫校開校準備委員会要綱に規定されている。

このような重要な委員会の場に、本件対象文書に係る資料を含め、多くの資料を示し説明したのは処分庁である。これら資料等は、処分庁において作成された公文書であるから、当然、行政ルールに従い、起案及び決裁が行われたとみるべきであ

る。その起案文書及び決裁文書が、不存在ということは、到底理解できない。

ウ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条（昭和31年法律第162号）は、「教育委員会及び地方公共団体の長は、それぞれ前3条の事務を管理し、及び執行するに当たっては、法令、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則及び規程に基づかなければならない。」と定めている。

処分庁が法令に準拠して作業を行っているならば、本件対象文書は、瀬戸市決裁規程（昭和37年訓令第1号）等に基づき存在するはずである。

エ 審査請求人は、本件対象文書の不存在について、処分庁に対して、平成30年5月16日付けで質問書を提出した。これに対して、処分庁から平成30年6月8日付けで回答を受け取った。

質問に対する処分庁の回答のポイントは、次のとおりである。

(ア) 開示請求に係る公文書「カリキュラム（中間報告）案」及び「小中一貫校教育目標案」は、事業推進上、必要不可欠な文書であること。

(イ) 作成時には決裁されていないこと。

(ウ) しかし、教育長の確認のもとに作成したこと。

教育長が確認をしたということは、法的及び行政的にいえば、教育長が決裁したこと以外理解できない。

そして、教育行政上必要不可欠な文書について、教育長が決裁しているなら、間違いなく、本件対象文書は存在するものと理解する。

オ 本件対象文書が存在しないことは、審査請求人の理解を超えるものであり、いつ、誰が起案し、誰が決裁したのか、確認できるようにしてあるものとする。そのため、本件対象文書は存在するものとする。

カ 処分庁は、「この（案）を第3回と第4回の瀬戸市小中一貫校開校準備委員会に提出するにあたっての起案、決裁はなされている。」と述べるが、問題は、その提出文書に含まれる個々の文書について決裁されているかということである。「提出にあたって」の起案及び決裁は行うが、事業を進めていくうえで必要不可欠な文書については、案であるかぎり決裁しないという主張は信じがたい。

3 処分庁の弁明の趣旨

処分庁の弁明は、おおむね次のとおりである。

ア 「カリキュラム（中間報告）案」及び「小中一貫校教育目標案」については、第2次瀬戸市教育アクションプランに掲げた主な事業である「小中一貫教育の推進や小中

一貫校の導入」を実現するための取組みとして、担当者が案として瀬戸市教育委員会内において共有を図りながら作成しているものである。

その作成途中の内容を第3回及び第4回瀬戸市小中一貫校開校準備委員会において、最新の案として委員に提示したものであるが、最終的にこの案を決定事項とする際には、決裁規程に基づき起案及び決裁を行うこととしており、この段階において、担当者による案作成についての起案及び決裁はなされていないため、文書は存在していない。

イ なお、この案を第3回及び第4回の瀬戸市小中一貫校開校準備委員会に提出するにあたっての起案及び決裁はなされている。

4 審査請求に係る経過

平成30年 5月 8日 審査請求人から処分庁へ公文書開示請求書を提出
平成30年 5月11日 処分庁は公文書不開示決定をし、通知書を送付
平成30年 6月17日 審査請求人から審査庁へ審査請求書を提出
平成30年 7月 2日 審査庁から処分庁へ弁明書提出を依頼
平成30年 7月19日 処分庁から審査庁へ弁明書を提出
平成30年 7月27日 審査庁から審査請求人へ反論書提出を依頼
平成30年 8月 8日 審査請求人から審査庁へ反論書を提出
平成30年10月11日 審査庁から情報公開・個人情報保護審査会へ諮問書の提出
平成30年10月11日 審査庁から審査請求人へ審査会諮問通知書を送付
平成30年11月 9日 審査

5 審査会の判断の理由

(1) 本件対象文書の保有の有無について

ア 審査請求人は、次のように主張している。本件対象文書に関する「カリキュラム（中間報告）案」及び「小中一貫校教育目標案」は、瀬戸市小中一貫校開校準備委員会に資料として提出された文書である。

これら資料は、処分庁において作成された公文書であるから、当然、行政ルールに従い、法令例規に準拠して、その起案及び決裁が行われたとみるべきである。その起案文書及び決裁文書が存在しないことは到底理解できない。また、処分庁も教育行政上必要不可欠な文書であると認識をしており、これら資料を教育長の確認のもとに作成したのであれば、間違いなく、本件対象文書は存在するものと理解す

る。

イ これに対し処分庁は、「瀬戸市小中一貫校カリキュラム（中間報告）」及び「平成32年度小中一貫校教育目標」については、第2次瀬戸市教育アクションプランに掲げた主な事業である「小中一貫教育の推進や小中一貫校の導入」を実現するための取組みとして、担当者が案として瀬戸市教育委員会内において共有を図りながら作成しているものであり、最終的にこの案を決定事項とする際には、決裁規程に基づき起案及び決裁を行うこととしている。

ただし、本件対象文書に関する「カリキュラム（中間報告）案」及び「小中一貫校教育目標案」は、作成途中の案である以上、瀬戸市小中一貫校開校準備委員会に提出することについての起案及び決裁は行うが、作成についての起案及び決裁は行わないため、文書は存在しないと説明している。

ウ そこで、本審査会は、処分庁が未作成であり不存在とした点を中心として、調査し、審査を行った。

確かに、本件対象文書に関する「カリキュラム（中間報告）案」及び「小中一貫校教育目標案」は、瀬戸市小中一貫校開校準備委員会に提出された資料であり、作成途中の「案」である。

しかし、同委員会が小中一貫校の開校に関する事項を検討及び協議する重要な会議体であること、並びにこれら資料は同委員会の主要な目的に関わる「瀬戸市小中一貫校カリキュラム（中間報告）」及び「平成32年度小中一貫校教育目標」という非常に重要な意味を有する文書（このことは処分庁も認めている。）の作成に向けられた「案」であることを考えると、作成途中の「案」に過ぎず、これを同委員会の資料として提出されるものであったとしても、その作成過程は明確にしておくことは重要であると考えられる。

よって、その資料の作成過程に関する文書の作成状況及び保存状況について、処分庁に対して確認を行った。

処分庁は、前述の説明のとおり、最終的な決定事項とするまでは、起案及び決裁を行わないとしており、文書の存在は認められなかった。

エ 起案及び決裁文書が作成されていないとしても、担当者が案として瀬戸市教育委員会内において共有を図りながら作成する際に、資料の作成過程を明確にしておくことを目的に当該委員会内の協議内容がわかる議事録等の文書を作成しているならば、条例第7条各号に規定する不開示情報を除いた当該議事録等の文書を本件対象文書の代わりに開示することも考えられる。

そこで、当審査会は処分庁に確認を行ったが、処分庁においては、担当者のメモ等まで確認しても、該当する文書は存在せず、よって、開示することはできないとの説明であった。

オ したがって、当審査会としては、これ以上調査することが困難であるので、処分庁は本件対象文書を保有していないと判断せざるを得ないとの結論に至った。

6 結論

以上のことから、本件については、上記1のとおり判断した。

7 補足意見

ア 当審査会の結論及びその判断の理由については以上のとおりであるが、情報公開制度の充実を図り、市民への説明責任を果たしていくためには、公文書の適正な管理が不可欠である。

イ したがって、処分庁においては、前述のとおり、瀬戸市小中一貫校開校準備委員会が小中一貫校の開校に関する事項を検討及び協議する重要な会議体であること、並びに「瀬戸市小中一貫校カリキュラム（中間報告）」及び「平成32年度小中一貫校教育目標」の重要性を考えた場合、市民への説明責任を果たし、開示請求等に対応するためにも資料の作成過程を明確にしておくことは重要なことであり、当該協議内容がわかる議事録等文書を作成する必要があると考えられる。